

ライフスタイルの多様化と関係人口に関する懇談会設置要綱

(名称)

第1条 本懇談会は、「ライフスタイルの多様化と関係人口に関する懇談会」(以下「懇談会」という。)と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、国土形成計画の推進に関し、人口減少化における地域の社会的及び経済的活力を引き続き維持するため、「ライフスタイルの多様化等に関する懇談会」における議論、関係人口の実態等を踏まえ、関係人口を巻き込んだ地域づくりのあり方などについて意見聴取を行う。

(構成)

第3条 懇談会には座長を置く。

- 2 座長は、議事その他の会務を統括し、懇談会の運営に関して、適宜助言することができる。
- 3 懇談会の委員は、別途定めるものとする。
- 4 懇談会には必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

(会議)

第4条 懇談会は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、懇談会の委員以外の者に対し、懇談会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事の公開)

第5条 懇談会で使用した資料については、原則として、公開する。ただし、次の場合は除く。また、懇談会については、議事要旨を作成し公開する。

- (1) 懇談会を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合
- (2) その他非公開とすることが必要と認められる場合

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、国土交通省国土政策局総合計画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要綱は令和2年3月5日から施行する。